

湯河原町ヘルシープラザ及び湯河原町民体育館の利用料金について

湯河原町ヘルシープラザ及び湯河原町民体育館の利用料金につきまして、令和7年度の指定管理者であり、令和8年4月1日からも引き続き指定管理者となる「ゆがわら健康づくり共同事業体」から湯河原町ヘルシープラザ条例第14条第2項及び湯河原町民体育館条例第13条第2項の規定により、利用料金を変更したい旨の申し出があり、告知期間を設け、令和8年7月から次の利用料金とすることを承認しましたのでご報告します。

【ヘルシープラザ】
 ≪体育室団体利用料金≫

	時間区分	種別	現行	改定後	改定幅
町内の者	午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで及び午後3時から午後5時まで	3分の1	300円	450円	1.0→1.5
		3分の2	600円	900円	
		全面	900円	1,350円	
	午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時まで	3分の1	600円	900円	
		3分の2	1,200円	1,800円	
		全面	1,800円	2,700円	
町外の者	午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで及び午後3時から午後5時まで	3分の1	600円	900円	1.0→1.5
		3分の2	1,200円	1,800円	
		全面	1,800円	2,700円	
	午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時まで	3分の1	1,200円	1,800円	
		3分の2	2,400円	3,600円	
		全面	3,600円	5,400円	

≪多目的室団体利用料金≫

	時間区分	種別	現行	改定後	改定幅
町内の者	午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで及び午後3時から午後5時まで	3分の1	200円	300円	1.0→1.5
		3分の2	400円	600円	
		全面	600円	900円	
	午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時まで	3分の1	400円	600円	
		3分の2	800円	1,200円	
		全面	1,200円	1,800円	
町外の者	午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで及び午後3時から午後5時まで	3分の1	400円	600円	1.0→1.5
		3分の2	800円	1,200円	
		全面	1,200円	1,800円	
	午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時まで	3分の1	800円	1,200円	
		3分の2	1,600円	2,400円	
		全面	2,400円	3,600円	

≪個人利用料金（1回につき）≫

	区分	現行	改定後	改定幅
町内の者	15歳以上の者（中学生を除く。）	200円	300円	1.0→1.5
	小学生及び中学生	100円	150円	
	トレーニング室（15歳以上の者（中学生を除く。））	220円	300円	
町外の者	15歳以上の者（中学生を除く。）	400円	600円	1.0→1.5
	小学生及び中学生	200円	300円	
	トレーニング室（15歳以上の者（中学生を除く。））	440円	600円	

【町民体育館】

《専用利用料金（1時間につき）》

	区分	現行	改定後	改定幅
本町等の団体	片面	500 円	650 円	1.0→1.3
	全面	1,000 円	1,300 円	
本町等以外の団体	片面	1,000 円	1,300 円	
	全面	2,000 円	2,600 円	

《個人利用料金（2時間につき）》

	時間区分	種別	現行	改定後	改定幅
本町等の者	15 歳以上の者（中学生を除く。）	片面	100 円	130 円	1.0→1.3
		全面	200 円	260 円	
	小学生及び中学生	片面	50 円	60 円	
		全面	100 円	130 円	
本町等以外の者	15 歳以上の者（中学生を除く。）	片面	200 円	260 円	
		全面	400 円	520 円	
	小学生及び中学生	片面	100 円	130 円	
		全面	200 円	260 円	

《器具使用料（1回につき）》

	区分	現行	改定後	改定幅
体育器具	バレーボール器具	200 円	260 円	1.0→1.3
	ソフトバレーボール器具	200 円	260 円	
	バスケットボール器具	100 円	130 円	
	バドミントン器具	100 円	130 円	
	卓球器具	100 円	130 円	
	フットサル器具	200 円	260 円	
放送器具		500 円	650 円	